

2010年12月29日

〒700-8530

岡山市北区津島中1丁目1番1号

岡山大学

学長 千葉喬三 殿

〒150-0046

東京都渋谷区松濤1-1-2

世界基督教統一神靈協会

会長 梶栗玄太郎

宗教法人世界基督教統一神靈協会（以下、「当法人」といいます）は、1964年7月16日に宗教法人として東京都に認証され、「神様の下の理想家庭と理想世界」の実現を目指して、創始者文鮮明師の解かれた教義である統一原理の流布と伝道・信者の教化育成・礼拝等儀式行事を行うことを目的とし、全国に56万人の教会員を有する宗教法人であります。

当法人に関する貴大学の公式ホームページ及び貴大学の取り組みには、憲法に保障された宗教の自由を著しく侵害

するものがあります。当法人としてはこうした宗教迫害は断じて容認することができませんので、以下に強く抗議します。

記

1. 貴大学の公式ホームページにおいては、「学生の皆さんへ、～安全／安心の学生生活を応援します～」とのタイトル名下、当法人を非難する資料と見解が公開されています。しかし以下に述べる通り、その内容は事実誤認及び予断と偏見に満ちたものであって、当法人及び当法人信者の名誉を著しく傷つけると同時に、一般学生及び父兄に対しても誤った認識を植え付けるものとなっており、また、公表に先立つ事前調査も著しく欠いたものとなっています。

① 「カルト」・「マインドコントロール」といった用語について

貴大学は、上記ホームページの中で当法人を「カルト」と決めつけ、当法人が「マインド・コントロ

ール」を行っていると断定し、甚だしくは、「統一協会＝原理研究会だ。文鮮明のロボットに仕向けていくマインドコントロールの罠が学校、街、家にまで忍び寄っている」「気がつかないうちにマインドコントロールしている」として当法人を誹謗中傷しています。

しかしながら、「カルト」ないし「セクト」、及び「マインド・コントロール」といった用語は、その定義自体が曖昧で多義的であり、特定宗教に対する差別や不当な扱いに利用されかねないと危惧が世界的に認識されています。

ドイツ連邦議会は1996年に「セクト（カルトとも呼ばれる団体）、サイコ・グループに関するエンカーテ委員会報告書」において「セクト」「カルト」といった言葉を使うべきではないと決定しました。また、フランス国民議会においては2000年に新興宗教規制法案（カルト規制法案）が審議されました。これに対しローマ法王や伝統3大宗教（キリスト教、ユダヤ教、イスラム教）からは、「マインドコントロール」や「カルト」といった用語を

用いて宗教上の信念や多様な宗教形式・実践に対し
て差別を行うことは、「人間の基本的な価値への尊
厳を脅かし、・・・最終的に多元性を持った社会に
不安定をもたらす」との見解が発表され、強く批判
されました。

「マインド・コントロール」に関して、1987
年に米国心理学会（A P A）は、科学的な裏付けを
欠き、心理学の専門家によって広く受け入れられて
いないことを指摘しました。また、「科学的宗教研
究学会」（S S S R）は、1990年11月7日に
「マインド・コントロール説」の非科学性を再確認
する決議案を満場一致で採択しています。心理学や
社会学の専門家らの見解によれば、「マインド・コ
ントロール理論」は疑似科学に過ぎないとも言われ
ています。日本の司法機関でも、当法人を被告とし
て訴えた裁判にて1997年に同様の判断が下され
ています。

更に「マインド・コントロール説」は、いわゆる
反カルト運動家らによりカルトのレッテルを貼られ
た団体に所属するメンバーに対する強制脱会説得（

ディプログラミング）を正当化するための口実としても用いられてきました。アメリカでは1970年代に強制的改宗業者のテッド・パトリック（不法監禁罪、誘拐罪、共同謀議罪、婦女暴行罪、コカイン所持罪等々により4年以上服役）らが新興宗教の信者を強制脱会（ディプログラム）させる理論的な根拠として用いられました。日本においても、1970年代から今日に至るまで4000名以上の教会員らが拉致監禁を伴う強制脱会説得の被害を受けてきましたが、その際、信者の親族に対し強制改宗を唆す牧師等は、当法人信者らは「マインド・コントロール」されているので「救出」しなければならない、との口実を用いてきました（岡山では倉敷めぐみキリスト教会の高山正治牧師による被害が複数報告されています）。なお、拉致監禁を伴う強制脱会説得の違法性については、既に複数の事例において司法判断が下されています（2002年2月22日広島高裁松江支部判決、2004年7月22日大阪高裁判決等）。

以上述べた通り、学会においても司法の場におい

ても不適切ないし非科学的な概念とされ、しかも宗教迫害に用いられてきた「カルト」・「マインドコントロール」といった用語を、貴大学のような中立公正を旨とする研究教育機関において用いることは、あってはならないことと言えます。しかも、自立的な思考能力、判断能力の無い他律的な機械である「ロボット」なる表現を用いるに及んでは、もはや悪意有る表現としか言いようがなく、当法人に対する名誉毀損とも言いうる表現と言えます。

② 被害弁連の資料について

貴大学はホームページ上にて被害弁連の資料を引用しています。しかしながら、被害弁連はそもそも一定の政治的思想・目的によって結成された団体であり、しかも、同団体所属の複数の弁護士等が当法人に対する各種民事裁判において、原告側代理人として裁判を担当しています。このように現在係争中の裁判において一方当事者の代理人のみから得た情報をもって、他方当事者を誹謗中傷することは、公平中立であるべき国立大学として採るべき態度では

あり得ません。

③ 「偽装団体」との表現について

貴大学ホームページの14頁には『看板に偽りあり！無数の名前と顔 その実体は統一協会』『偽装団体を名乗って人と物を集め』というタイトルの下、あみだくじを使って、当法人が偽装団体による勧誘を進めているごとき記述がありますが、これら団体は当法人とは全く別個の団体であるのみならず、これら団体には当法人が認識すらしない正体不明の団体が挙げられています。従って、このような記述も著しく当法人の名誉を毀損するものです。

④ 先祖の因縁を解放し、「氏族メシア」になるためとして財産、人生のすべてを捧げさせるとの記述について

氏族メシアはメシアの身代わりとして、特に氏族や故郷の人々の救いと教育のために、愛と奉仕の精神でより氏族に尽くすことを目指し、1980年代後半より文鮮明師のみ言に基づき始められたもので

あって、財産収奪とは関係がありません。

また『「真の救いとは、墮落論」などの統一協会の教義が語られる』とあるが、当法人の教義には、このような教義もありません。このように貴大学のような国立大学が一宗教団体の教義自体を誹謗中傷することは、あからさまに信教の自由（憲法20条）を侵害する違法・違憲な行為であると言えます

⑤ 「統一協会の運営する宝石、毛皮、の展示会、絵画展、着物展」、「統一協会の靈感商法」といった記述について

当法人は一切の収益事業を営んでいませんし、「靈感商法」と批判されるような違法不当な販売活動は一切行っていません。当法人を被告とする各種民事裁判においても、元より当法人が収益事業を営んでいるとか、「靈感商法」を行っているとの認定は一切なされていません。従って、上記記述もまた当法人の名誉を著しく毀損するものであると言えます。

⑥ 貴大学は上記ホームページを公表するに際し、事前に当法人に対して事実関係を確認し、あるいは、意見聴取するなどの努力は一切行っておりません。このような姿勢は、公正中立な立場で学問研究及び教育に当たる大学の姿勢として、著しく失当であるとしか言いようがありません。

2. 貴大学の取り組みについて

貴大学を始め、全国の100に及ぶ国立及び私立大学が、「全国カルト対策大学ネットワーク」に加入して学生の「カルト対策」に取り組んでいることを同ネットワークの主催者である「日本脱カルト協会」が公表しています。しかしながら、同協会は当法人を被告とする民事訴訟の原告代理人らにより構成された「反カルト団体」です。

貴大学が資料を引用している被害弁連の偏頗性については、既述の通りです。

貴大学は、日本共産党の機関誌である『赤旗』の当法人の批判記事をそのまま大学の公式掲示板に掲載していますが、同等は当法人信者らを中心に組織された

国際勝共連合と政治的、思想的に対立してきた団体です。

また、貴大学の学生支援センターの公式ホームページにおいてリンクを張る「カルト被害を考える会」、「倉敷めぐみキリスト教会」は当法人を被告とする民事裁判の原告代理人弁護士らや、統一教会信者らに対する拉致監禁・強制脱会説得に関わってきた高山正治牧師が代表を務めています。

このように係属中の裁判の一方当事者、ないし、対立する政治思想の一方の側の発する主張・情報のみを鵜呑みにし、対立する相手方である当法人を攻撃ないし誹謗中傷することは、国立大学としての公正中立性に反するのみならず、信教の自由を保障し国家機関が特定宗教団体を攻撃・差別することを禁ずる憲法の規定に反し、当法人の信教の自由を著しく侵害する違法・違憲な行為としか言いようがありません。

以上の次第ですので、強く抗議すると共に、ホームページの削除・謝罪文の掲載と、上記の各項目についての貴大学の誠意ある回答を求めると同時に、今後、

貴大学内および出版物印刷物等において当法人を誹謗するいかなる言動も行わないこと、および貴大学の当法人信者学生等の信教の自由を完全に保障することを求めます。なお、本書面到達後2週間以内に誠意ある回答を頂けない場合、あるいは、上記要求が聞き入れられない場合には、法的手段も検討する用意があることを申し添えます。

以上